



雇用調整助成金の要件緩和(IRSME16023)

平成 28 年 5 月 24 日 岡本 裕也

本年 4 月 14 日以降の熊本県を中心とした一連の地震は甚大な被害を及ぼし、多くの尊い命が失われた。

1995 年の阪神淡路大震災、2004 年の新潟県中越地震、2011 年の東日本大震災、そして今回の熊本地震、大きな自然災害の度に補助金、助成金の要件緩和が行われている。今回は雇用調整助成金の要件緩和について紹介する。

厚生労働省は熊本地震の発生に伴い、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、事業所の雇用の安定を図るため、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の支給要件について既に 4 月 22 日に特例措置を公表している。次いで、助成率の引き上げをはじめとする更なる特例措置を講じる方針が固まったことが発表された。本特例措置は、5 月 13 日に開催される労働政策審議会職業安定分科会における関連省令改正案に係る諮問・答申を経て、速やかに公布・施行される予定である。

■ 対象となる事業主

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用することができる（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用可能）。

地震に伴う「経済上の理由」とは、次のような場合が該当する

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

■ 特例措置後の支給要件

1. 生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標が前年に比べ 10 以上減少している

平成 28 年 5 月 24 日

(IRSME16023) 雇用調整助成金の要件緩和

かの確認期間を最近 3 か月間の月平均値から最近 1 か月間の月平均値に変更。

2. 事後に提出された計画届についても助成対象とすること(平成 28 年 4 月 14 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 7 月 20 日までに提出されたものについては、事前に届け出られたものとする。)
3. 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(中小企業：2/3 から 4/5 大企業：1/2 から 2/3)。
4. 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者も助成対象とする。
5. 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、前回の支給対象期間が満了した日から起算して 1 年を経過していなくても受給できることとする。受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
6. 最近 3 カ月の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。

なお、この助成金は熊本県以外に所在する事業所であっても対象となる（ただし 1 の要件は九州各県内に所在する事業所に限る。）。

■ 所感

助成金の新設、受給要件の緩和等の情報は各省庁、県、市区町村の HP や外郭団体の窓口で案内されるだけであり、多くの中小企業が『知らない』という理由で受給できていない。中小企業にとって経営に役立つ助成金、補助金は数多くあるが、中小企業が簡単にわかりやすく情報収集できるプラットフォームの構築と周知が課題である。

熊本地震によって雇用調整助成金を活用し休業する企業もあれば、熊本地震をきっかけに事業を継続することが難しくなる会社も出てくるのが予想される。このことから失業者が増える可能性を考え、受け皿である中小企業における新規雇用を促進する助成金の要件緩和、増額にも期待したい。

最後に、被災地の一日でも早い復興を祈る。